

c) 有限会社法の改正—電子商業登記の導入 法定設立資金の引下げと数日での有限会社設立を可能とする。	連邦法務省	連邦法務省の有限会社法改正に関する省案(Ref-E)は2005年4月に提出。夏休み前に閣僚決定(Kabinettbefassung)予定。有限会社法の部分的改正は2006年1月1日に施行。 電子商業登記簿に関する省案提出済み。2005年4月から州代表が(協議)に参加。 2007年1月1日の施行予定(膨大な電子データの変換)
d) 中小企業の統計報告義務 (Statistik-pflicht) の軽減		野党同盟の提案。連邦経済労働省は急的な変更に尽力。連邦内務省報告を受け、2005年4月13日閣議決定。
6 交通インフラストラクチャー投資 4年間に20億ユーロ(約2,800億円)規模の交通関連整備計画。	連邦運輸建設省、連邦財務省	施策開始が回避される。連邦運輸建設省は4月20日までに対策リストを内閣に提出。
7 官民共同プロジェクト加速法 (PPP[Private Public Partnerschaft]-Beschleunigungsgesetz) 大規模建築工事、交通事業プロジェクトの迅速な実施を目指す。高い投資潜在力を醸成する。	連邦運輸建設省/連邦労働省/連邦財務省	議会(議員)イニシアティブによる、官民共同プロジェクト推進案の提案に関する投票は6月30日の連邦議会の第一読会にて迅速に採決予定。2005年末に立法予定。
8 事業案簡素化法(Planvereinfachungsgesetz) 交通・電力網投資に係る計画手続の迅速化	連邦運輸建設省/連邦労働省	2005年5月11日の閣議決定。両省は、電力分野での連邦経済労働省の考え方を取り入れることを配慮。2006年1月1日の施行目的。
9 エネルギー経済法の改正 2010年に200億ユーロの投資総額でエネルギー経済の確実な体系の条件を整備。	連邦経済労働省	立法手続きは継続中。4月15日までに第2、第3読会予定。 法令化の閣議決定は2005年4月13日。
10 遺伝子技術法II(Gentechnikgesetz II)	連邦農林食料省	目下、新たな閣議決定の必要なし。 4月29日に連邦参議院決定。続いて、場合によっては簡易手続(VA-Verfahren), 2年後評価実施。
11 二酸化炭素一建物改修プログラム(CO2-Gebäudesanierungsgesetz) 復興金融院による7億2,000万ユーロ(年3億6,000万ユーロ)の投資プログラムを2007年まで期間延長。これにより総計50億ユーロの投資額となる。	連邦運輸建設省、連邦財務省	閣連対策は2006、2007年の国家予算に盛り込み。 閣議決定は、復興金融院による中企業(Mittelstand)向け融資の中間報告を受けて2005年4月27日に予定。
12 従前は失業者の各種給付受給を制約することとなっていた、所得制限となる付加的就労の実施の緩和(Verbesserung der Hinzuerwerbsmöglichkeiten)	連邦経済労働省	クレメント連邦労働経済相とラウマン連邦議会議員との2005年4月15日の話し合い。閣議決定は近日中に予定。
13 25才以下の失業者に対する職業紹介の強化 職業斡旋を拡大し、失業中の全若年者に対し実施。社会的(再)編入の合意。個別相談の割合(就職指導官1人に対して、相談者75人)の実現。	連邦経済労働省	4月20日の閣議決定
14 商工会議所との連携による、東部ドイツの養成訓練の促進	連邦教育省/連邦経済労働省	4月20日の閣議決定
15 高齢失業者への援助 2億5,000万ユーロまでの助成金で、地方で、50件までの雇用(維持)協定を締結させる。	連邦経済労働省	4月20日の閣議決定
16 期間の定めのある雇用契約の緩和 同一雇用者の下で前に雇用契約があつた場合の期間の定めのある雇用の全面的禁止を撤廃、また期間の制限を2年に短縮。	連邦経済労働省	4月20日に立法手続き開始に関する閣議決定。修正が必要となるのは些細な部分のみ。
17 「不当サービスと戦うための」タスクフォース設立("Dienstleistungsmisbrauchsbekämpfung") 労働市場で問題となっている「サービス業輸入」("Dienstleistungsimporten")に関して、基本的規制枠組みを変更する可能性について及びその乱用と「戦う」ことについて、検証。	連邦経済労働省、連邦財務省	連邦経済労働省と連邦財務省の共管で作業部会を設置。乱用防止の提言に関して出来る限り早くまとめる。アンドレス政務次官(PSt)の同席で2005年4月13日連邦閣議決定。
18 「研究及び先端大学の促進」協定による、より多くの投資のための家庭特別贈与金の廃止	連邦経渉労働省、連邦教育省	簡易手続中。現在新たな閣議決定の予定なし。
19 介護保険改革 目標：賃金付随コストの安定化。通院(被介護者)と入院(治療被介護者)の同等化。認知症に対する医療給付改善。	連邦厚生省	連邦厚生相の下の作業グループは、夏休み明け後の9月に改革案を提出するため、準備中。
20 連邦政府改革	全省庁	(社民)党代表のミュンテフェリング氏とシュトイバー(バイエルン州)首相との復活祭後、近日中の話し合い。

(6) 外国人雇用に関する法令の改正

(外国人の国内での雇用について規定する「雇用命令」[Beschäftigungsverordnung; BeschV=Verordnung über die Zulassung von neueinreisenden Ausländern zur Ausübung einer Beschäftigung: 雇用の遂行のために新規に入国する外国人の許可に係る命令]が2005年1月1日から施行)

a 概要(外国人雇用に係る既存の制度の整備)

従前のドイツの外国人雇用に係る態度は、各との例と同じく自国民優先のものであり、ドイツ国籍者のみが労働契約関係を結ぶことができる一方、外国人は次の2点についてそれぞれ行政府の許可を得て初めて労働契約関係が結べる状況であった。①ドイツ国内に滞在することの許可(確認)(第7条);「滞在許可是、期間を定めた滞在権限である。」Aufenthaltserlaubnis ist ein befristeter Aufenthaltsstittel.)、②ドイツ国内で働くこと(自営もしくは労働者として)の許可。

そして、外国人であってもEU各国市民にはこうした外国人に係る二重の許可制の問題は適用されず、ごく一部の例外職種を除き、ドイツ国民と同じ自営・雇用に就くことができたので、外国人として問題となるのはEU諸国外の外国人のことであった。

こうした、滞在許可と労働許可の二重の許可性の問題について議論がなされ、2004年7月30日法(Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet; Aufenthaltsgesetz= : 国内における外国人の滞在、就業、統合に関する法律: 滞在法)など一連の法改正によって、外国人にとって、1回の許可([雇用遂行のための]滞在権原; Aufenthaltsstittel [zur Ausübung einer Beschäftigung]; 滞在法第18条)で、ドイツ国内の雇用ができるようになった。これによって、外国人雇用制度が簡素化された。

当該許可の申請は、外国人行政府(Ausländerbehörde)に対して行う必要があり、許可に当たってはBA(連邦雇用庁)の関与(合意)が必要とされる。

法改正に関連して次の3命令が整備された。

① 雇用命令(BeschäftigungsVO; BeschV)

外国人雇用の中核を規定するものであり、許可の要件や効果について定めている。

② 雇用手続命令(BeschäftigungsverfahrensVO;

BeschVerfV)

許可手続を規定するものである。

③ 滞在命令(AufenthaltsVO[Aufentghaltsverordnung])

これは「ワンストップガバメント(政府手続のワンストップ化)」の一環であると考えられている。旧来の二重の許可制度は、2004年末で終わり、2005年1月1日から一本化された新制度が始まった。

b 雇用命令(BeschV)の主な内容(抄)

(a) 許可を必要としない雇用に係る規定

ア 養成訓練・継続訓練生(第2条)

- ・学校での教育目的での滞在
- ・EUが財政的に支援しているプログラムに基づくプログラム参加者
- ・専門・指導的労働力で、ドイツ政府、EU政府、国際機関の出捐による奨学金(Stipendium)を受けている者

イ 休暇中の雇用(第10条)

外国の「高等学校」(Hochschule;「大学」とも訳すことができる。日米の(新制)高校より高段階であり、日本(新制)大学に相当する高等教育機関である。日本の旧制高校のモデル)、専門学校(Fachschule)の学生・生徒が、休暇期間中に労働を行う場合、それがBAの紹介によるものであって、かつ12か月の間に3か月までの期間のもの。

ウ 短期間の派遣労働者(第11条)

外国に本拠を有する事業主によって、ドイツ国内に派遣される者で、12か月の間に3か月までの期間のもの。

(b) 職業技能(資格)を必要としない雇用に係る規定

ア 一般規定(第17条)

BAは、職業訓練の技能(資格)を有しない者に関して、一定の場合に限り、雇用の目的での滞在を許可できる。

イ 季節雇用(第18条)

BAと送り出し国の労働官署と手続に同意して紹介した場合にあっては、農林業・ホテル/レストラン業、果

物・野菜加工、製材所の雇用のため、週最低30時間、労働日1日当たり平均最低6時間の計算で1年間で合計4か月まで滞在することができる。

(c) 職業技能(資格)を必要とする雇用に係る規定

ア 語学講師・特別調理人に係る限時許可規定(第26条)

一定の語学講師に関しては最長5年、特別調理人に関しては最長4年、滞在の許可ができる。

イ IT専門(労働)力・学術的職種に係る規定(第27条)

「高等学校」(Hochschule:上記b(a)イ参照)、「高等専門学校」(Fachhochschule)又はそれに相当する技能(資格)を有する者で、情報・通信技術の分野に従事する専門労働者に関して、滞在の許可ができる。

ウ 管理事務職員(Leitende Angestellte)・スペシャリストに係る規定(第28条)

その企業に特有な特別な知識(unternehmensspezifische Spezialkenntnisse)を有するなど、企業においてその者を雇用する必要がある場合に許可ができる。また、二国間取り決めによって成立したドイツ=外国間ジョイントベンチャー(Gemeinschafts-unternehmen)に係る、管理的事務職員として雇用する必要がある場合は、許可ができる。

エ 介護(労働)力(Pflegekräfte)に係る規定(第30条)

介護労働の被用者として入国を希望する場合、①送り出し国の労働官署とBAとの間での取り決めに基づきBAによる職業紹介が行われること、②ドイツ語の適切な言語能力があること、③ドイツにおける当該職種の職業資格に相当する職業能力(Ausbildungsstand)があることを条件に、許可することができる。

(d) 外国からの職業紹介・募集について(第42条)

EU外の外国からの外国人の職業紹介・外国での募集については、BAによってのみ実施される。

欧洲経済領域(EU)内の他国(ドイツと協定を結んでいる国は除く)からの他の国人の職業紹介・当該他国での募集については、BAによってのみ実施される。